TWA-05

ＴＫＲグループ
グリーン調達基準

ＧｒｅｅＮ

株式会社ＴＫＲ/ＴＫＲグループ

第　５　版

2012年11月

目　次

項番　**項目**　**ページ**

関連資料　TWA-06 TKRグループグリーン調達基準　別冊
製品含有化学物質　管理基準

関連資料　製品含有化学物質情報開示に関する帳票

帳票-1　TWA-00-03 TKRグループグリーン調達基準への同意書
帳票-2　TWA-00-08 不使用証明書
帳票-3　TWA-00-07 成分証明書 兼 保証書
帳票-4　TWA-00-09 TKRグループREACH高懸念物質調査表

※関連資料は弊社ホームページで入手できます。　URL：http://www.tkr.co.jp/

はじめに

TKR グループ（以下TKR）は、TKR経営理念である「自然との共生」「環境技術への配慮（源流管理による安全設計）」のもと、地球環境保全活動を進めており、その一環として必要な資源の調達・購入に際しては、より環境負荷の少ない材料、部品、製品を優先的に調達・購入するグリーン調達に取り組んでいます。

近年、欧州を中心とした法規制強化の動きのみならず、企業活動における環境問題に対する社会的責任は益々厳しさを増してきました。

TKRはこのたび「グリーン調達基準」を新たに改定し、全てのお取引様との間で共存、共栄の精神のもと、今後も環境活動をさらに力強く推進してまいります。

仕入先様におかれましては、TKRの環境に関する考え方をご理解いただくとともに、環境負荷低減への取り組みや、環境に配慮した部材のご提供をお願いする次第です。

今後とも、より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

TKR

調達部門

1. 目的

仕入先様の製品含有化学物質管理体制およびTKRへ納入していただく全ての部品・材料に含まれる化学物質の含有情報を提出いただき、法規制の順守および環境負荷のより少ない部品・材料を優先的に調達することで、製品の環境品質を向上することを目的と致します。

2. 適用範囲

このグリーン調達基準は、TKRで生産する製品を構成する部品、半製品（組立品、ユニット品）、原材料、包装材料、取扱説明書を適用対象と致します。

製造工程中で、製品に直接接触するもの、あるいは洗浄等で使用され製品に残留する可能性のある物質も同様の扱いとします。

但し、以下のものは適用除外とします。

① TKR支給品

② 禁止物質の含有をTKRが許可した特定の構成品

※TKR顧客の要求事項を優先する場合もあります。

表-1　TKR（グリーン調達基準適用）会社、事業所、工場

国	会社
日本	株式会社　TKR
	株式会社　東北TKR
	株式会社　岩手TKR
	株式会社　茨城TKR
マレーシア	TKR MANUFACTURING (MALAYSIA) SDN.BHD
	TKR PRECISION (MALAYSIA) SDN.BHD
中国	TKR HONG KONG LIMITED.
	中宝華南電子（東莞）有限公司

尚、この基準において明示的に規定されていない物質であっても、法令により使用が禁止されているものについては、それらの法令に従わなければならない。

3. 管理基準

法規制及び業界基準に基づいて管理の対象とする化学物質を環境への影響度を考慮して下記に区分し管理します。

① 禁止物質（レベル1）：製品への含有を禁止と定めた化学物質。

② 制限物質（レベル2）：製品への含有を認める期限を設定し、その期限以降の含有を禁止と定めた化学物質。

③ 管理物質（レベル3）：製品への含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要とすることを定めた化学物質。

※ 管理物質は、表-2に示す法規制、業界基準等に収載された物質から引用した。

※ 詳細は「TKRグループグリーン調達基準 別冊」を参照。

表-2 管理物質の法規制、業界標準等

化審法 （第一種特定化学物質）
安衛法 （製造禁止物質）
毒劇物法 （特定毒物）
EU CLP規則（Regulation on Classification, Labelling and Packaging of substances and mixtures）AnnexⅥ （CMR-Cat 1,2）
EU REACH規則 Annex XVII 制限対象物質［除く：CLP付属書Ⅵ Ｔable3.2 CMR-Cat 1,2］
EU REACH規則 認可対象候補物質（高懸念物質、ＳＶＨＣ）
ESIS PBT(PBT 判定基準該当部分)（European chemical Substances Information System)
GADSL(自動車) Global Automotive Declarable Substance List
JIG（電機電子） Joint Industry Guide

4. 用語の定義

(1) 製品含有化学物質 （＝環境管理物質）

製品及びその部品、材料（梱包材料／包装材料を含む）に含有される物質で、地球環境と人体に著しい影響を与えるとTKRが判断した物質。

(2) 化学物質（Chemical Substance）

元素単体および化合物であって、天然に存在する、または生産工程から得られるものを指す。これらの安定性を維持するために必要な添加剤、および使用した工程から生じる不純物を含む。

ただし、単一の化学物質の安定性、または組成の変化に影響せずに分離することができる溶剤は除く。

例：酸化鉛、塩化ニッケル、ベンゼン等

(3) 混合物（Mixture）

２種またはそれ以上の化学物質が意図的に混合されたもの。

例：塗料、インク、使用前のはんだ、接着剤、合金等

(4) 成形品（アーティクル／Article）

その化学組成が果たすよりも大きな程度に、その最終使用の機能を決定付ける特定の形状、外見またはデザインが製造中に与えられたもの。

例：パソコンのキーボードやパソコン本体等成形された物体

(5) JGPファイル

グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）が定めた、共通化されたグリーン調達調査回答用に用いた電子ファイルであるJGPフォーマットを指す。

※ （2）（3）（4）（5）の定義はJGPSSI「製品含有化学物質管理ガイドライン」より引用。

(6) JAMP/AIS

アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)が発行するアーティクルが含有する化学物質情報を開示・伝達するための情報記述フォーマット。

Article Information Sheetの頭字語。当基準においてはAISと略称する。

(7) JAMP/MSDSplus

化学物質、混合物に関しMSDSを補完して、AISを作成するために必要な、化学物質情報を伝達するための情報記述フォーマット。

(8) JAMA/JAPIA統一データシート

IMDS(International Material Data System)との整合化をはかるべく、自動車業界の環境負荷物質調査及び含有する材料・化合物の調査に使用することを目的として、日本自動車工業会（JAMA)、日本自動車部品工業会（JAPIA)にて合意された帳票。

IMDSは、自動車を構成する材料及び含有物質情報を収集するため、主要自動車メーカーが参画しているシステム。

(9) 適用除外

法規制で除外されている、あるいは現時点において代替技術ソリューションがない物質、用途、部位等に例外処置として使用が認められること。

(10) 含有

物質が意図的であるか否かを問わず、製品を構成する部品、デバイスまたはそれらに使用される材料に、添加、充填、混入または付着すること。（加工プロセスにおいて意図せずに製品や部材に混入または付着する場合を含む。）

(11) 閾値(規制値)

法規制等に従い、部品、材料に含まれる化学物質の含有量もしくは、含有濃度の最大許容値のこと。

(12) 均質材料

機械的に別々の材料に分離できない材料を示す。

(13) 意図的添加

特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に部品の製造時に意図して使用すること。

(14) 不純物

天然の素材中に含有され、精製過程で除去しきれない、または反応の過程で生じ技術的に除去できない物質を云う。

(15) 不使用証明

製品への含有を禁止と定めた化学物質(禁止物質)が納入部品に含まれていない事を納入元が証明した書類。部品毎の証明が必要。

5. グリーン調達のパートナーシップ

効果的に環境保全を行うには、TKRだけでなく、仕入先企業やお客様とのパートナーシップによって「事業活動全体」の環境負荷削減に取り込むことが重要です。また、継続的な環境保全のためには、お互いにメリットのある関係を構築し、パートナーシップを維持、向上していく必要があります。

グリーン調達の管理の考え方

川上から川下までの事業者における製品含有化学物質情報の授受管理システムを構築致します。

仕入先様

仕入先様からの情報入手管理

仕入先様から入手した原材料・部品等の製品含有化学物質情報の確認

【物質・調剤】製品含有化学物質DB

【成形品】製品含有化学物質DB

生産・製造工程での管理

入手情報や製造条件、工程管理に基づいた自社製品の製品含有化学物質の把握・管理

・製造工程・条件
・投入する原材料
・副資材等の情報
・組織のノウハウ
・仕入先様からの関連情報
・科学的な知見など

顧客への情報開示の管理

顧客、消費者（最終製品）に供給する製品の製品含有化学物質情報の整備・管理

【供給製品】製品含有化学物質ＤＢ

顧客

含有情報

TKR全体における製品含有化学物質情報管理

グリーンパートナーシップ

6. グリーン調達調査協力へのお願い

TKRは、仕入先の皆様のご支援を賜り、環境に配慮した製品を社会にお届けする取り組みを強化してまいります。サプライチェーン上流である仕入先の皆様からの調達品について、調査ご協力くださいますようよろしくお願い致します。

6.1 仕入先様に提出していただく資料

TKRは、ISOを基本にした製品含有化学物質管理体制の構築運用を推奨しております。TKRと新規にお取引を開始する仕入先様は、管理構築と、当基準に適合していることの保証、TKRからの要望事項、調査依頼事項等について、積極的に情報開示の協力をお約束いただく「同意書」をグループ調達部門へ提出してくださいますようお願い致します。

表 - 3 仕入先様にグリーン調達基準への同意をいただく資料

提出書類	**提出時期**	**記入帳票/資料**
帳票-1 TWA-00-03 TKRグループグリーン調達基準への同意書	新規お取引 契約時	TKRグループ グリーン調達基準

6.2 仕入先様に情報開示していただく資料

TKRの製品を構成する部品に含有する化学物質情報は、TKR部品番号単位に記述して、提出していただきます。TKRはJAMP「アーティクルマネジメント推進協議会」が発行する電機業界の標準様式である「AIS／MSDSplus」を標準に定めて運用致します。
含有化学物質情報のご提出には、AISまたはMSDSplusにてお願い致します。

なお、電機業界標準様式での提出が困難な場合、TKRが定めたフォーマット(帳票-3)での提出をお願い致します。

また、仕入先様が商社の場合、製造元企業様へ「TKRグリーン調達基準」を周知され、ご理解の下に含有化学物質情報のご提出をお願い致します。

TKRへ提出いただく書類およびその根拠となる資料は、提出後11年間保管願います。

TKRの技術部門、調達部門、製造部門などの依頼部門の担当者へ、**電子媒体**での提出をお願い致します。

表 - 4 仕入先様に提出していただく資料

提出書類		**記入参考書類**
JAMP	JAMP AIS JAMP MSDSplus	JAMP アーティクルマネジメント推進協議会ホームページ
TKR制定	帳票-2 TWA-00-08 不使用証明書	
	帳票-3 TWA-00-07 成分証明書 兼 保証書	
	帳票-4 TWA-00-08 TKRｸﾞﾙｰﾌﾟ REACH高懸念物質調査表	

6.3　提出資料作成時のお願い事項

JAMP AIS/MSDSplusにて提出される場合は、XMLファイルでの提出をお願い致します。XMLファイルを作成する際に、一般情報シートの「発行者型番－英字表記」欄には下記のように「TKR部品番号」の入力をお願い致します。

”【一般情報シートの　3.成形品情報⇒発行者型番⇒英字表記】欄へのTKR部品番号の入力”

XML出力をする際、ファイル名にTKR部品番号が自動反映されます。

(AIS 記入例)
「AIS4A_2012mmdd　FX00001234000-01」
　日付　　　　　TKR部品番号

(MSDSplus 記入例)
「MSDMSDSp4_2012mmdd　FX00001234000-01」
　日付　　　　　TKR部品番号

6.4　精密分析データの提出

以下のアーティクルを対象に精密分析データ（ICP-AES）の提出を要求する場合がございます。精密分析データは、仕入先様にて自主管理をしていただき、TKRから要求がある場合には有効期限内(該当部品製造時1年以内)に測定された分析データの提出をお願い致します。

a.　樹脂
b.　塗料
c.　インク
d.　線材に使用する被覆材

6.5　TKR個別要求資料

TKR生産機種により、表-4以外の資料での調査をお願いする場合があります。

例として、日本自動車工業会（JAMA)、日本自動車部品工業会（JAPIA)にて合意発行のJAMAシートや、グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）が定めたJGPファイル等の業界標準フォーマット、またはその他固有フォーマットにて、TKR各事業所から依頼がございましたら、ご対応をお願い致します。

表-6　仕入先様に提出していただく個別要求資料

	提出書類	記入帳票/資料
1	JAMAシート	JAPIAホームページから最新版資料のダウンロードをお願い致します。 http://www.japia.or.jp/
2	JGPファイル	グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）ホームページから最新版資料のダウンロードをお願い致します。 http://210.254.215.73/jeita_eps/green/
3	その他固有フォーマット	TKR 各事業所からの要求

※ JAMAシートはCSV、JGPファイルはJGPSSI形式にて提出してください。

7. REACH規則　高懸念物質（SVHC）追加調査の依頼

TKRは欧州REACH規則第7条の届出義務、第33条の情報伝達義務に対応するため、TKRが指定する部品、材料について高懸念物質（SVHC）の含有情報を追加調査させていただきます。

その際には、表-4の資料提出依頼を別途ご連絡させていただきます。

8. 情報の取り扱い（開示情報の管理）

仕入先様からご提供いただいた製品含有化学物質情報は、TKR内で共有させていただきます。また、納入する物品の製品含有化学物質情報については、サプライチェーンによる情報提供および顧客等への情報開示のために、ご提供いただいた情報を元に、TKRの製品関連情報の一部として第三者に開示する場合があります。

9. 本基準に関するお問い合わせ先

お取り引きしているTKR調達窓口

10. 本基準の改定

各国の法規制、顧客要求事項などの改定動向、または社会的変化等々により、本基準及び提出フォームを改定する場合があります。提出に際しては、TKRホームページより最新版をご確認いただき、提出して下さいますようお願い申し上げます。

11. 施行

本基準は、2012年12月1日より施行いたします。

12. 改定履歴

版	改定年月日	改定内容
1	2004年12月22日	✓初版発行　環境管理物質管理基準
2	2005年9月1日	✓文書見直し、文書管理規定(TGA-00) および環境負荷→環境管理により訂正
3	2005年11月22日	✓7項のXRF閾値で水銀・六価ｸﾛﾑで誤記入及び5項大一種→第一種の訂正
4	2012年8月1日	✓顧客要求事項の変更並びにREACH規則などの各法規制の多様性に対応するため全社規定に昇格とし、名称をTKRグループグリーン調達基準に変更。 ✓各グループホームページに開示
5	2012年11月1日	✓TKRグループをTKRに表現統一。その他補足説明を追加 ✓3.管理物質の説明追記と表2追加 ✓4.(2)サブスタンスを化学物質／Chemical Substanceに変更 ✓4.(3)プレパレーションを混合物／Mixtureに変更 ✓6.補足文、表-3、4、5、6追加により項番変更 ✓7.REACH規則　高懸念物質（SVHC）追加調査の依頼追加により以降の項番変更

Ｇｒｅｅｎ

発行元

株式会社ＴＫＲ/ＴＫＲグループ